

2020年3月吉日

お客様各位

コザ信用金庫

民法改正等に伴う投資信託および国債の規定および約款の改正について

当金庫は、「民法改正」に対応するため、投資信託および国債の各種約款・規定を改正させて頂くことになりましたので、ご案内申し上げます。

なお、改正後の規定および約款は、改正前よりお取引きいただいているお客様についても適用させていただきます。

1. 改正する約款・規定

【投資信託】

- ・コザ信用金庫投信取引約款
- ・非課税口座約款
- ・自動けいぞく（累投）投資約款

【国債】

- ・振替決済口座管理規定

【投資信託・国債共通】

- ・特定口座約款

2. 主な改正事項

- ・（約款の変更）

この約款は、法令の変更、監督官庁の指示、日本証券業協会が定める諸規則の変更、その他必要な事由が生じたときは、民法第548条の4の規定に基づき、変更することがあります。

変更を行う旨、変更後の規定の内容およびその効力発生時期は、店頭表示、インターネットその他相当の方法により周知します。

なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、効力発生時期が到来するまでに周知します。

3. 改定日

令和2年4月1日

以上